

## 1 景観計画区域

### (1) 景観計画区域の範囲

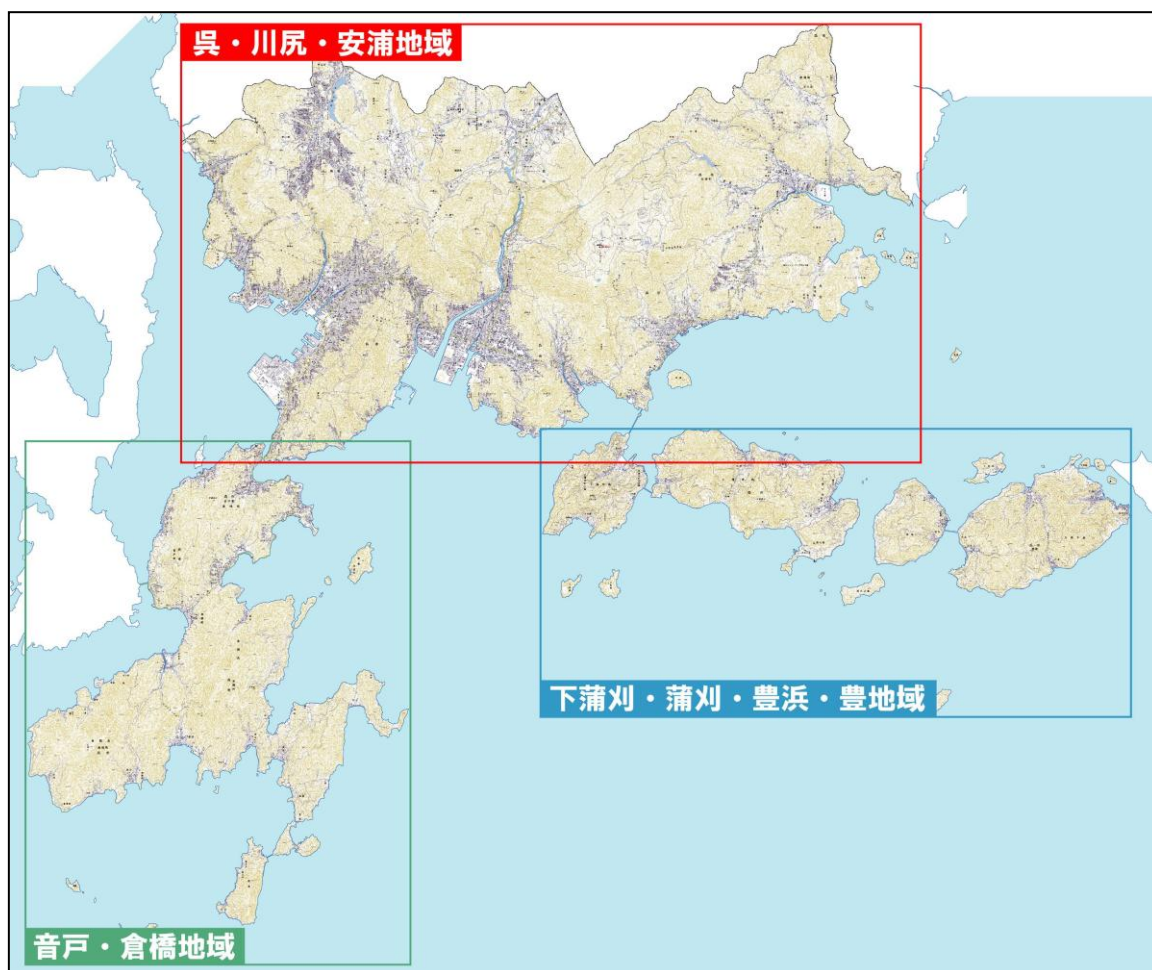
本市は、山並み、瀬戸内の島々などの自然景観、歴史・文化景観、住宅地・商業地・業務地など市街地景観等が市域全域に広がっている。これらの多彩な景観資源の連携を図り、市域全域での景観形成を進めるため、市全域を景観計画区域としています。

### (2) 届出が必要な区域の範囲

本市の景観は、山並みや田園等が織りなす自然的な景観、商業・業務地や住宅地等の市街地で構成される都市的な景観、さらには島しょ部の景観に大別されることから、次の三つの地域に区分し、各地域の景観づくりを進めていきます。

なお、景観計画区域内にある七箇所の景観づくり区域内では届出が必要な基準及び誘導基準が異なりますので注意して下さい。

また、川尻・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域については、広島県の「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」も適用されていますので、別途届出が必要な場合があります。



(3) 届出が必要な行為

景観計画区域内の次の行為は、景観法第16条の規定に基づき届出が必要です。

① 呉・川尻・安浦地域

届出の対象行為

対 象	規模要件	備 考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以上のもの</li> <li>・建築面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	国立公園を除く
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以上のもの</li> <li>・築造面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの</li> <li>・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの</li> </ul>	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの</li> <li>・都市計画区域外については、当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの</li> <li>・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの</li> </ul>	

景観形成誘導基準

行 為	事 項	誘 導 基 準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	市街地のにぎわいと風格のある景観形成、田園地の自然と調和した景観形成を図るため、外観や素材に工夫を施し、また、周辺との調和に配慮する。
	色彩	基調となる色彩は落ち着いた色のある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用しても良い。
工作物の建設等		原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

② 音戸・倉橋地域

届出の対象行為

対 象	規模要件	備 考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以上のもの</li> <li>・建築面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	国立公園を除く
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以上のもの</li> <li>・築造面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの</li> <li>・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの</li> </ul>	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内においては、当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの</li> <li>・都市計画区域外においては、当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの</li> <li>・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの</li> </ul>	

景観形成誘導基準

行 為	事 項	誘 導 基 準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とし、伝統的集落においては建築形態の継承を進める。
	意匠	伝統的集落と調和した意匠とする。また、外観は地域の素材を用いる等、工夫を施すこと。
	色彩	基調となる色彩は、落ち着いた色のある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。特に、伝統的集落においては素材色の採用に努める。 ただし、周囲と調和する場合は明るい色調を使用しても良い。
工作物の建設等		原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。
土石の採取等	掘採中	海岸線や小島等については地形改変を抑え、できる限り主要な展望地からの眺望に配慮する。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

③ 下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域

届出の対象行為

対 象	規模要件	備 考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以上のもの</li> <li>・建築面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	国立公園及び重要伝統的建造物群保存地区を除く
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13m以上のもの</li> <li>・築造面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの</li> <li>・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの</li> </ul>	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの</li> <li>・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの</li> </ul>	

景観形成誘導基準

行 為	事 項	誘 導 基 準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とし、伝統的集落においては建築形態の継承を進める。
	意匠	伝統的集落と調和した意匠とする。また、外観は地域の素材を用いる等、工夫を施すこと。
	色彩	基調となる色彩は、落ち着いた色のある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。特に、伝統的集落においては素材色の採用に努める。 ただし、周囲と調和する場合は明るい色調を使用しても良い。
工作物の建設等		原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮する。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周囲の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

(4) 各基準の説明

景観計画区域の景観形成誘導基準の説明は、以下のとおりとします。右欄には、①呉・川尻・安浦地域 ②音戸・倉橋地域 ③下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域の別を表示していますので、行為をする地域の各基準により計画を行ってください。

●建築物の建築等

形態	道路・河川等の公共空間に接する部分は後退等により空間を確保し、その空間に植栽を配置するなど緑化に配慮する。	①②③
	外壁面の凹凸や、色・素材の変化等の工夫により単調さを軽減させる。	①②③
	道路や河川等の公共空間には開口部分が比較的少なく壁面が大きな面積で露出しないようにする。	①②③
	隣地との間もゆとりのある配置とし、通風、植栽、補修用スペースとする。	①②③
	角地に建てる時は入隅をとるなど、周囲の見通しを良くするよう努める。	①②③
	玄関・アプローチ空間は、建築物などの顔として、樹木や草花などによる、潤いのある空間づくりを行う。	①②③
	寺社など歴史的な建築物や保存樹木など、地域の景観資産が周辺にあるときは、尊重すべき景観対象との距離など空間的な関係を考慮した配置とする。	①②③
	街並みに配慮し、周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。	①②③
	地域固有の歴史的形態及び意匠が伝わる場合には、それを生み出した歴史的背景、地域性を十分理解し、その継承に努める。	②③
意匠	街並みと調和するように窓、バルコニーの壁面デザイン、屋根の形状等に配慮する。	①
	色彩を工夫し、にぎわいを出すよう配慮する。	①
	田園景観や周囲の自然景観と違和感の生じない意匠に配慮する。	①②③
	用途上やむを得ず周辺景観と調和しない意匠となる場合、当該建築物の壁面、門扉、当該建築物が建つ敷地内等の緑化により不調和を軽減するよう努める。	①②③
	用途上やむを得ず周辺景観と調和しない意匠となる場合、柵、塀、垣等による遮蔽に努める。	①②③
	垣、塀などの高さは低く抑え、通りに開放感を与えるよう努めるとともに、塀の緑化なども検討する。	①②③
	ブロック塀の表面は、周辺との調和に配慮した仕上げを施すよう努める。	①②③
	街並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとする。	①②③
	素材はなるべく耐久性があり、自然材等のように、時間とともに味わいが出てくるものを使用する。	①②③
	歴史的景観の中では、伝統的材料、自然の材料を利用できない場合は、意匠や色彩等により、周囲と違和感のない景観とするよう配慮する。	②③

	周辺の街並みにない、新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響に配慮する。	②③
色彩	建築物の色彩の基調については、彩度を抑えた色彩とする。	①②③
	石材、土、材木等の自然素材色、柿渋、ベンガラ等の天然塗装色、焼杉その他これらに類するものの色、レンガその他これらに類するもの等の素材色を使用する。	①②③
	背景となる自然景観との調和を図るためには、明度、彩度を抑える必要がある。（植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度となっております。）	①②③
	一般的な建築物等は暖かく落ち着いた印象がある中・低彩度色を基調としていることから、周囲のまちなみと大きく異なる色彩を利用しない。	①②③
	原色等の突出した色彩を避け、背景や隣接する建物などとのバランスを崩さないよう考慮する。	①②③
	色数は、出来る限り少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限とする。	①②③
	外壁面の大きな割合を占める基本となる色彩は、色彩基準内とし、色数は少なくする。	①②③
	歴史的景観のなかでは、街並みの基調となる色彩を十分調査し、基調色との調和に配慮すること。	②③

●工作物の建設等

工作物の建設	主要な展望地からの眺望に配慮して位置や規模を検討し、視点場からの眺望への影響を抑えるように工夫する。	①②③
	周辺の自然環境に溶け込むような色彩とする。	①②③
	建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とデザインを合わせる。	①②③
	擁壁は、威圧感・恐怖感を排除するため、緑化や素材・形態の工夫を行う。	①②③
	周辺環境に配慮しながら、住民に愛着をもたれるようなカラーデザインを工夫する。	①②③
	長大な擁壁は分節したり凹凸させ、圧迫感の軽減につとめる。	①②③
	擁壁が高くなる場合は段を設けたり、傾斜を緩くして緑化を施す。	①②③

●土石の採取等

掘採中	既存の樹木を活用する等、自然地形を活かし、主要な視点場からの眺望に入らないように配慮する。	①②③
	周辺の植生と調和した植栽、周辺の景観と調和した素材を用いた塀等による遮蔽に配慮し、周辺の自然植生と調和した緑化とする。	①②③
掘採後	掘削後の跡地は周囲の植生と調和した緑化に配慮する。	①②③
	他の土地利用へ転換する場合においても周辺の景観との調和に配慮する。	①②③

●土地の形質の変更等

変更後	土地の不整形な分割や細分化は景観を悪くする可能性があるため、極力避ける。	①②③
	法面等は周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。	①②③

## 2 景観づくり区域

景観計画区域内において、景観形成を進めるに当たり重要な役割を果たす景観づくり区域を次のように指定しています。

選定の基準

- 多くの市民に親しまれている区域
- 市の代表的な観光施設を含む区域
- 法的な規制がない、又は法的な規制が弱い区域を含む景観形成上重要な区域
- 今までに景観整備等の取組を行ってきた区域

### (1) 景観づくり区域の位置及び特色

#### ① 景観づくり区域の位置

